

令和7年度運営指導結果
サービス種別：共同生活援助

申請者名	所在地	事業所名	運営指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備 考
特定非営利活動法人ホップあきの会	安芸市	ホップ日和	R7.6.11	預かり金の管理について、以下のことが認められた。入所者の預かり金等については、「高知県指定障害福祉サービス事業者等指導・監査要綱（別紙）第1章第5関係県主眼事項及び着眼点」に基づき適正に管理すること。 （1）預かり金等に係る契約が書面（契約書、委託書、依頼書等）により締結されておらず、預かり金の範囲や受託する事務の範囲等が明確化されていないこと。 （2）入居者の預かり金の管理に関して、手続きや様式等の管理方法を定めた規程が整備されていないこと。	改善済	
社会福祉法人土佐福祉会	土佐市	ふれあい	R7.7.7	特になし		
特定非営利活動法人わくわくライフステージ	佐川町	グループホームこじゃんとはたら来家さかわ	R7.7.15	特になし		
特定非営利活動法人ら・ら・ら会	いの町	ら・ら・らホーム	R7.7.28	指定共同生活援助事業所及び指定短期入所事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）を開催していないこと及び感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（以下「指針」という。）を整備していないことが認められた。 感染対策委員会を定期的（おおむね3月に1回以上）に開催し、指針を整備するとともに、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（各年2回以上）に実施すること。	改善済	
社会福祉法人来島会	南国市	かるむ	R7.9.24	特になし		
医療法人祥星会	宿毛市	グループホームやまもも・みらい・ぶなの木	R7.11.13	特になし		
社会福祉法人太陽福祉会	土佐市	太陽ホーム	R7.12.3	指定共同生活援助事業所において、火災が発生した際の利用者への支援方法が、個別支援計画に記載されていないことが認められた。 火災が発生した際の利用者への支援方法を、それぞれの利用者の障害の特性に応じて定めるとともに、その定めた支援方法を個別支援計画に記載すること。	改善済	
社会福祉法人明成会	四万十町	グループホーム笑和	R8.2.5	法人内の別施設で常勤職員として勤務する従業員が、時間外勤務として当該事業所で勤務していることが確認された。 従業員1人につき常勤換算等の際の勤務延べ時間に算入可能な時間数は、常勤の従業員が勤務すべき勤務時間数が上限となるため、別施設で常勤として勤務し、全ての時間を算入している場合は、当該事業所では勤務時間を算入することができない。 については勤務体制等を確認し、人員配置体制加算（Ⅱ）の要件等を満たさない期間があれば、過誤請求等必要な措置を講じること。	改善済	